



県章

山形県公報

平成16年3月12日(金)

第1524号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○ 指定居宅介護支援事業者の指定.....	(置賜総合支庁福祉課) ...	276
○ 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....	(同) ...	同
○ 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の公表.....	(生産流通課) ...	同
○ 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....	(農村計画課) ...	277
○ 県営土地改良事業計画の変更.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	同
○ 事業の認定.....	(管 理 課) ...	同
○ 都市計画の決定.....	(都市計画課) ...	279
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	280
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	281
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	同
○ 同	(同) ...	282
○ 同	(同) ...	同
○ 道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ...	同
○ 同	(同) ...	同
○ 県道の供用の開始.....	(同) ...	283
○ 道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課) ...	284
○ 一般国道の供用の開始.....	(同) ...	同
○ 県道の供用の開始.....	(同) ...	同
○ 道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...	同
○ 同	(同) ...	285
○ 県道の供用の開始.....	(同) ...	同
○ 道路の区域の変更.....	(庄内総合支庁建設総務課) ...	同

教育委員会関係

告 示

○ 指定技能教育施設の廃止.....	286
○ 山形県教育委員会3月定例会の招集.....	同

病院事業局関係

規 程

○ 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....	同
-------------------------------	---

公 告

- 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任.....(産業政策課)... 301
- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)... 同
- 同.....(同)... 302
- 同.....(同)... 304
- 同.....(同)... 305
- 同.....(同)... 306
- 同.....(同)... 307
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....(同)... 308

正 誤

告 示

山形県告示第264号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社羽前技研 米沢市中央七丁目 6 番21号	ウォーム・ハート居宅介護支援事業所 米沢市中央七丁目 6 番21号佐藤コーポ102号	平成16. 3. 1

山形県告示第265号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者 の名称及び所在地	居宅サー ビスの種 類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社菊地組 米沢市直江町 2 - 30	痴呆対応型 共同生活介 護	グループホームやまぼうし		平成16. 2.26
		米沢市直江町123 - 4	米沢市直江町 1 番 5 号	

山形県告示第266号

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の概要は、次のとおりである。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の名称、作付面積、生産数量及び出荷数量

野菜指定産地名	指定野菜の 種 別	作 付 面 積		生 産 数 量		出 荷 数 量	
		現 状	平成20年 における目標	現 状	平成20年 における目標	現 状	平成20年 における目標
鶴 岡	秋冬ねぎ	26 ヘクタール	35 ヘクタール	455 トン	700 トン	280 トン	490 トン
庄 内 中 央	秋冬ねぎ	24 ヘクタール	36 ヘクタール	462 トン	743 トン	267 トン	414 トン

2 野菜近代化施設導入計画

野菜指定産地名	導 入 最 終 年 度	生 産 近 代 化 施 設
鶴 岡	平成17年度	生産管理用機械
庄 内 中 央	平成19年度	収穫調整機械

山形県告示第267号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	塩 井 西 部	平成16年 3月 1 日

山形県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営遊佐地区土地改良（土地改良総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良（遊佐地区土地改良総合整備）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年 3月15日から同年 4月12日まで

4 そ の 他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第269号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 起業者の名称

高 畠 町

2 事業の種類

高畠町総合交流プラザ（仮称）建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 起 業 地

- (1) 収用の部分 高畠町大字高畠字大町及び字横町地内
- (2) 使用の部分 な し

4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

高畠町総合交流プラザ（仮称）建設事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する事業に該当する。

以上のことから、高畠町総合交流プラザ（仮称）建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である高畠町は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、余暇の有効活用、自主活動の啓発、子育て支援、ボランティア活動の育成、地域住民との交流を促進するため、生涯学習推進の拠点施設として高畠町総合交流プラザ（仮称）を建設する事業である。

現在の高畠地区公民館は、築後30年を経た平成13年11月に社会教育施設調査点検を行ったところ、屋根、外壁、内装に亀裂や破損が見受けられ、軒裏天井に当たっては脱落の可能性も指摘された。特に2階会議室については、施設利用者の安全確保の点から利用制限を設けているなど、当該施設は老朽化が著しく保安上問題があるとともに、建物面積が狭隘なことで十分な学習機能が果たせない状況にある。

また、現在、ボランティア団体は地区公民館等の公共施設を利用しているが、利用時間の制約等により、活動の推進を萎縮させる結果となっている。また、各種団体の活動拠点が点在しているため、相互の情報交換や交流が不足している状況にある。

地域子育て支援センターについても、子育て支援サービスを提供するスペースが不足しており、施設の拡張が必要となっている。

本件事業の完成により、老朽化が著しく保安上問題があるとともに、建物面積が狭隘な高畠地区公民館の機能の代替が図られるとともに、施設機能を拡充することで、高畠町生涯学習推進基本計画に基づいた地域社会の形成に寄与するものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び山形県環境影響評価条例（平成11年条例第29号）等により環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていないものの、起業地は町の中心部に位置しているため、本件事業の施行に伴う工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響について検討する必要がある。

この点について、起業者は、当町において取り組むISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムの内容に関する「高畠町環境マネジメントマニュアル」の実施手順により、公共工事における環境への負荷の低減を図ることとしており、具体的には、低騒音・低振動対策型建設機械を利用するとともに、1日の作業限度時間及び作業禁止時間、禁止日を設定する等の措置を講じることとしている。

以上を踏まえると、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 代替案の検討について

起業地の位置については、

- (イ) 必要面積が確保できること。
- (ロ) 交通の利便性や道路事情がよく、町民の利用が容易な場所であること。
- (ハ) 敷地造成及び給排水設備工事が容易であること。
- (ニ) 周辺用地の無秩序な転用や乱開発につながらない場所であること。
- (ホ) 早期整備が可能なこと。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、町の中心部に位置し、交通の利便性に優れた場所であること、必要な面積を確保できること、周辺地一体への無秩序な開発が抑制されており、町の土地利用計画とも一致していること等から最も適切であると認められる。

二 比較衡量

イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、八で述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 申請事業を早期に施行する必要性

現在の高畠地区公民館は、築後30年を経た平成13年11月に社会教育施設調査点検を行ったところ、屋根、外壁、内装に亀裂や破損が見受けられ、軒裏天井に当たっては脱落の可能性も指摘された。特に2階会議室については、施設利用者の安全確保の点から利用制限を設け急場をしのいでいる状況にある。

また、現在、当町においては、各種ボランティア団体の活動を結ぶ拠点となる施設がなく、健康管理施設げんき館内にある地域子育て支援センターについても、サービスを提供するスペースが確保できず、ホールや通路を利用している状況下にあるため、これらに適切に対処することが急務となっている。

以上を踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業及び関連工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ハ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

高畠町企画課

山形県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

新庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和17年内務省告示第353号（都市計画区域の指定）、昭和35年建設省告示第2708号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2008号（都市計画区域の変更）及び昭和50年 6月県告示第903号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
金山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和25年建設省告示第372号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2013号（都市計画区域の変更）で決定した区域
 - 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課
-

山形県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
最上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和49年 7月県告示第1078号（都市計画区域の指定）及び昭和56年 1月県告示第99号（都市計画区域の変更）で決定した区域
 - 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課
-

山形県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和25年建設省告示第378号（都市計画区域の指定）、昭和43年建設省告示第2016号（都市計画区域の変更）及び昭和60年 1月県告示第61号（都市計画区域の変更）で決定した区域
 - 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課
-

山形県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
米沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和10年内務省告示第160号（都市計画区域の指定）、昭和35年建設省告示第1123号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2009号（都市計画区域の変更）及び昭和47年11月県告示第1651号（都市計画区域の変更）で決定した区域
 - 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課
-

山形県告示第275号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
南陽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和43年建設省告示第2010号(都市計画区域の変更)及び昭和46年 3月県告示第383号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
高畠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和22年内務省告示第283号(都市計画区域の指定)、昭和43年建設省告示第2958号(都市計画区域の変更)及び昭和60年 1月県告示第62号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第277号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和43年建設省告示第3669号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
長井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和15年内務省告示第483号(都市計画区域の指定)、昭和43年建設省告示第3195号(都市計画区域の変更)及び昭和56年 1月県告示第115号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
小国都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和14年内務省告示第423号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2961号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
白鷹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
昭和43年建設省告示第3670号（都市計画区域の変更）、昭和62年 5月県告示第656号（都市計画区域の変更）及び平成13年 5月県告示第422号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 縦覧の場所
土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市松山一丁目1326番 1 から 同 1359番 7 まで	旧	40.7 メートル と 20.0	メートル 112
山形市松山一丁目1326番 1 から 同 1359番 2 まで	新	46.0 メートル と 40.5	同 上

山形県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 県 道

(2) 路 線 名 山形上山線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市金瓶字高谷山34番 3 から		旧	6.2 メートル 6.0	50 メートル
同 29番 2 まで				
同	上	新	8.3 メートル 6.0	同 上

2 (1) 道路の種類 県 道

(2) 路 線 名 萱平河崎線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市須田板字原際711番31から		旧	14.3 メートル 6.1	3,390 メートル
同 宮脇字生居沢384番11まで				
同	上	新	27.2 メートル 6.1	同 上

3 (1) 道路の種類 県 道

(2) 路 線 名 上山七ヶ宿線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市二日町418番 2 から		旧	20.0 メートル 8.1	857 メートル
同 南町16番 5 まで				
同	上	新	20.0 メートル 8.1	同 上
同	上		44.0 メートル 16.0	1,089 メートル

山形県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路 線 名 山形上山線
- (2) 供用開始の区間 上山市金瓶字高谷山34番 3 から
同 29番 2 まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年 3月12日
- 2 (1) 路 線 名 萱平河崎線
- (2) 供用開始の区間 上山市須田板字原際711番31から
同 宮脇字生居沢384番11まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年 3月12日
- 3 (1) 路 線 名 山形羽入線
- (2) 供用開始の区間 山形市服部104番から
同 高田89番まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年 3月31日

山形県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字田敷640番 1 から 同 字丸森3572番17まで	旧	20.5 メートル 4.3	134 メートル
同 上	新	37.0 メートル 4.3	110 メートル

山形県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町12番 1 から
同 12番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月19日

山形県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田敷640番 1 から
同 字丸森3572番17まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月12日

山形県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字下山字南231番から 同 字沢田348番 1 まで		旧	14.5 メートル と 8.0	204 メートル
同	上	新	33.3 メートル と 10.9	同 上

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3401番 1 から 同 字高柳2579番 1 まで		旧	38.0 メートル と 7.5	2,260 メートル
同	上	新	38.0 メートル と 7.5	同 上

山形県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3401番 1 から
同 字高柳2579番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月12日

山形県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 3月12日から同年 3月25日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西田川郡温海町大字戸沢字滝野本282番 2 から 同 字小早田193番 2 まで		旧	57.0 メートル と 14.0	1,257 メートル
同	上	新	43.5 メートル と 13.0	同 上

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成16年 3月12日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 博

指 定 技 能 教 育 施 設 の 名 称	指 定 技 能 教 育 施 設 の 所 在 地	廃止年月日
学校法人鶴岡家庭学院 鶴岡家政専門学校	山形県鶴岡市上畑町3番28号	平成16. 3.31

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成16年 3月12日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 博

- 招集の日時 平成16年 3月15日(月) 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
 - 財団法人の解散の許可について
 - 教育委員会職員の人事について
 - 教職員の人事について

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 3月12日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程(平成15年 3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第13号」を「別記様式第13号」に、「第17号」を「別記様式第17号」に、「第19号」を「別記様式第19号」に、「第21号」を「別記様式第21号」に、「から第25号まで」を「及び別記様式第23号」に、「から第29号まで」を「及び別記様式第27号」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

「 摘

要

を

「 相手科目 / 摘要

に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号（預り金整理簿）

預 計 金 整 理 簿

病院名

科目

年 月現在

[illegible]

別記様式第 8 号から別記様式第11号までを次のように改める。

様式第 8 号（収入調定票）

年度

（決 裁 欄）						
（企 業 出 納 員 決 裁 欄）						
収 入 調 定 票						
執 行 機 関						
起 票 日						
調 定 日						
調 定 種 別						
調 定 区 分						
収 納 方 法						
金 額	円					
科 目	(款)		(項)			
件 名						
内 訳 表						
番 号	目 ・ 節	細 節	消費税区分	率(%)	収 納 額	債 務 者
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	

様式第9号(収入調定変更票)
年度

(決 裁 欄)						
(企業出納員決裁欄)						
収 入 調 定 変 更 票						
執 行 機 関						
起 票 日						
変 更 日						
調 定 年 度						
調 定 区 分						
金 額	円					
科 目	(款)			(項)		
件 名						
内 訳 表						
番 号	目 ・ 節	細 節	消費税区分	率(%)	収 納 額	債 務 者
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	

様式第10号(調定収納票)

年度

(決 裁 欄)

(企 業 出 納 員 決 裁 欄)

調 定 収 納 票

執 行 機 関				
起 票 日				
収 納 日				
収 納 方 法				
調 定 年 度				
調 定 区 分				
金 額	円			
科 目	(款)			(項)
件 名				
内 訳 表				
番 号	目 ・ 節	細 節	収 納 額	債 務 者
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

様式第11号(収入還付票)

年度

(決 裁 欄)					
(企 業 出 納 員 決 裁 欄)					
収 入 還 付 票					
執 行 機 関					
起 票 日					
還 付 日					
還 付 決 定 日					
調 定 年 度					
還 付 額 計		円			
科 目 (款)		(項)			
件 名					
番 号	内 訳 表				
	摘 要				
	科 目 (目)	(節) (細節)			
	還 付 者	住 所 (団体・法人名)			
		氏 名 (個人名)			
		金融機関 口座番号			
		預金種別 口座名義人			
還 付 額	円	支 払 方 法			
消 費 税 区 分		消 費 税 率	%		
	摘 要				
	科 目 (目)	(節) (細節)			
	還 付 者	住 所 (団体・法人名)			
		氏 名 (個人名)			
		金融機関 口座番号			
		預金種別 口座名義人			
還 付 額	円	支 払 方 法			
消 費 税 区 分		消 費 税 率	%		
	摘 要				
	科 目 (目)	(節) (細節)			
	還 付 者	住 所 (団体・法人名)			
		氏 名 (個人名)			
		金融機関 口座番号			
		預金種別 口座名義人			
還 付 額	円	支 払 方 法			
消 費 税 区 分		消 費 税 率	%		

別記様式第12号中 「 支 払 区 分 」 を 「 支 出 区 分 」 に、

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	を
-------	------------	------------------------------	---

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	に改める。
	金 融 機 関		
	預 金 種 別	口座番号	
	口座名義人		

別記様式第13号及び別記様式第14号中 「 払 出 日 」 を 「 支 出 日 」 に、

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	を
-------	------------	------------------------------	---

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	に改める。
	金 融 機 関		
	預 金 種 別	口座番号	
	口座名義人		

別記様式第15号中「内 容」を「内 容 要」に、 「 払 出 日 」 を 「 支 払 日 」 に、

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	を
-------	------------	------------------------------	---

債 権 者	住 所 氏 名	(団 体 ・ 法 人 名) (個 人 名)	に、
	金 融 機 関		
	預 金 種 別	口座番号	
	口座名義人		

摘 要				を
科 目	(款) (節)	(項) (細 節)	(目)	

科 目	(款) (節)	(項) (細 節)	(目)	に改める。
-----	----------------	------------------	-------	-------

別記様式第16号中 「払出日」 を 「支払日」 に、

債権者	住所氏名	(団体・法人名) (個人名)	を
-----	------	-------------------	---

債権者	住所 氏名	(団体・法人名) (個人名)	に改める。
	金融機関 預金種別 口座名義人	口座番号	

別記様式第17号中

債権者	住所氏名	(団体・法人名) (個人名)	を
-----	------	-------------------	---

債権者	住所	に改める。
	氏名	
	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義人	

別記様式第18号から別記様式第20号までの規程中

支 払 済 額	を	支 出 済 額	に改
---------	---	---------	----

める。

別記様式第21号中「内 容」を「内 容 要 要」に、

r	摘 要		
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	を

科	目	(款)	(項)	(目)	に改める。
		(節)	(細節)		

別記様式第24号及び別記様式第25号を次のように改める。

様式第24号及び様式第25号 削除

別記様式第27号中「内 容」を「内 容 要 要」に、

r	摘 要			
	科 目	(款) (節)	(項) (細節)	(目)

科	目	(款)	(項)	(目)	に改める。
		(節)	(細節)		

別記様式第28号及び別記様式第29条を次のように改める。

様式第28号及び様式第29号 削除

別記様式第30号を次のように改める。

様式第30号(振替伝票)

年度

(決 裁 欄)					
(企業出納員決裁欄)					
振 替 伝 票					
執 行 機 関					
起 票 日		伝 票 区 分			
仕 訳 日		予 算 執 行			
振 替 区 分		支 払 方 法			
取 引 先	住 所				
	氏 名				
	金 融 機 関				
	預 金 種 別				
	口 座 番 号				
	口座名義人				
摘 要					
金 額 計	円				
内 訳 表					
番 号	借 方		貸 方		
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)		
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
				金 額	円
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)		
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
				金 額	円
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)		
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
				金 額	円

別記様式第31号中

「

付 替 日	
-------	--

」

を

「

付 替 日	
予 算 執 行	

」

に

「

摘 要	
-----	--

」

を

「

消 費 税 区 分		%
発 生 科 目		
取 引 先		
摘 要		

」

に改める。

別記様式第32号及び別記様式第33号を次のように改める。

様式第32号(科目更正票(振替伝票))

年度

(決 裁 欄)					
(企業出納員決裁欄)					
科 目 更 正 票 (振 替 伝 票)					
執 行 機 関					
起 票 日		伝 票 区 分			
仕 訳 日		予 算 執 行			
振 替 区 分		支 払 方 法			
取 引 先	住 所				
	氏 名				
	金 融 機 関				
	預 金 種 別				
	口 座 番 号				
口 座 名 義 人					
摘 要					
金 額 計		円			
内 訳 表					
番 号	借 方		貸 方		
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)		(款) (項) (目) (節) (細節)	
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
			金 額		円
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)		(款) (項) (目) (節) (細節)	
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
			金 額		円
	科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)		(款) (項) (目) (節) (細節)	
	消 費 税		%		%
	発 生 科 目				
	取 引 先				
			金 額		円

様式第33号（未収金管理表）

表 理 管 金 收 未

年 月現在

病院名

[illegible]

別記様式第36号を次のように改める。

様式第36号（未払金管理表）

未 弘 金 管 理 表

年 月現在

病院名

[illegible]

公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定により、次のとおり貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる団体の名称及び住所
社団法人全国貸金業協会連合会
東京都港区三田三丁目 7 番13号 - 201
- 2 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした日
平成16年 3月 5 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成16年 7月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターヤマザワ新庄店
新庄市金沢字大道上2033番の 4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
代表取締役 山澤 進
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 千 足 屋	山形市本町二丁目 4 番15号	吉 田 純 三
株式会社 シ ブ ヤ	寒河江市末広町 4 番43号	渋 谷 政 義
小 関 淳	新庄市住吉町 1 番18号	
株式会社 酒田フジカラー 現像所	酒田市亀ヶ崎三丁目 7 番 5 号	武 田 文 隆
有限会社 鳴子熱帯植物園	宮城県玉造郡鳴子町字星沼15番地	木 村 幹 愛
有限会社 松 屋 菓 子 店	新庄市本町 5 番22号	矢 口 文 明
荒 木 茂	新庄市五日町303番地の 5	

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 千 足 屋	山形市本町二丁目 4 番15号	吉 田 純 三
株式会社 シ ブ ヤ	寒河江市末広町 4 番43号	渋 谷 政 義
小 関 淳	新庄市住吉町 1 番18号	
株式会社 酒田フジカラー 現像所	酒田市亀ヶ崎三丁目 7 番 5 号	高 橋 茂 行
有限会社 鳴子熱帯植物園	宮城県玉造郡鳴子町字星沼15番地	木 村 幹 愛
有限会社 松 屋 菓 子 店	新庄市本町 5 番22号	矢 口 文 明
荒 木 茂	新庄市五日町303番地の 5	

4 変更年月日

平成15年 3月31日

5 届出年月日

平成16年 2月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成16年 7月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南陽ショッピングプラザ
南陽市郡山字塚田578番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
代表取締役 山澤 進
株式会社ジョイ 東根市神町中央二丁目 2 番 6 号
代表取締役 小関 充

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社 ヤ ワ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
野 口 俊 明	南陽市宮内2743番地の 4	
株式会社 ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大 島 康 弘
株式会社 パ テ ィ ズ	福島県会津若松市宮町 5 番14号	斎 藤 啓 一
株式会社 タ ツ ミ ヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	曲 淵 恵 美 子
株式会社 杵 屋 本 店	上山市弁天二丁目 3 番12号	菅 野 高 志
株式会社 山形レジャー企画	山形市清住町三丁目10番12号	工 藤 和 弘
株式会社 ジ ョ イ	東根市神町中央二丁目 2 番 6 号	小 関 充
株式会社 デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 7 番10号	井 上 元 延
株式会社 大 創 産 業	広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地60	矢 野 博 丈
株式会社 マ ル シ メ	寒河江市本町二丁目10番38号	齊 藤 貴 裕
有限会社 大 正 堂 書 店	米沢市桜木町 2 番80号	尾 原 正 彰
有限会社 山 形 式 萬 圓 堂	山形市あかねヶ丘一丁目16番10号	鈴 木 由 喜 雄

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社 ヤ ワ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
野 口 俊 明	南陽市宮内2743番地の 4	
株式会社 ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大 島 康 弘
株式会社 パ テ ィ ズ	福島県会津若松市宮町 5 番14号	斎 藤 啓 一
株式会社 タ ツ ミ ヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	曲 淵 恵 美 子

株式会社 杵 屋 本 店	上山市弁天二丁目 3 番12号	菅 野 高 志
株式会社 山形レジャー企画	山形市清住町三丁目10番12号	工 藤 和 弘
株式会社 ジ ョ イ	東根市神町中央二丁目 2 番 6 号	小 関 充
株式会社 デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 7 番10号	井 上 元 延
株式会社 大 創 産 業	広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地60	矢 野 博 丈
株式会社 マ ル シ メ	寒河江市本町二丁目10番38号	齊 藤 貴 裕
株式会社 三 和	南陽市二色根1116番地の 5	鈴 木 幸 夫
有限会社 山 形 式 萬 圓 堂	山形市あかねヶ丘一丁目16番10号	鈴 木 由 喜 雄

4 変更年月日

平成15年10月21日

5 届出年月日

平成16年 2月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに余目町役場において平成16年 7月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ余目店

東田川郡余目町大字余目字滑石38番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

代表取締役 山澤 進

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番97号	山 澤 進
株式会社 ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大 島 康 弘

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進

4 変更年月日

平成15年10月28日

5 届出年月日

平成16年 2 月27日

6 そ の 他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7 月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成16年 7 月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3 月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ相生町店

米沢市相生町1773番 3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

代表取締役 山澤 進

株式会社エイアンドシー 山形市西田五丁目26番 1 号

代表取締役 高橋 国夫

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 エイアンドシー	山形市西田五丁目26番 1 号	高 橋 国 夫
その他は未定		

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進

橋 本 井 園 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5 番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社 ビ ッ グ テ ン	北海道札幌市中央区大通西17丁目 1 番 7 号	笠 間 隆 往
株式会社 エイアンドシー	山形市西田五丁目26番 1 号	高 橋 国 夫

4 変更年月日

平成15年12月12日

5 届出年月日

平成16年 2 月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7 月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成16年 7 月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3 月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ旭新町店

酒田市旭新町16番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

代表取締役 山澤 進

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤワザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 奥羽カラー現像所	山形市南四番町 1 番24号	大 塚 康 弘

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進
株式会社 ヤワザワ薬品	山形市あこや町三丁目 8 番 9 号	山 澤 進

4 変更年月日

平成16年 1月23日

5 届出年月日

平成16年 2月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成16年 7月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店

寒河江市大字寒河江字横道65番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

代表取締役 山澤 進

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号

代表取締役 藤原 秀次郎

3 変更する事項

(1) 駐車場の収容台数

（変更前） 314台

（変更後） 241台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 2 か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後） 4 か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成16年10月28日

5 届出年月日

平成16年 2月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 7月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年 4 月12日まで縦覧に供する。

平成16年 3 月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ラパス鶴岡中央店
鶴岡市大塚町10番10号
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日
平成15年10月21日
- 3 意見の概要
右折入庫しようとする車によって、交通渋滞が生じることのないよう届出書記載事項を確実に遵守すること。

		正		誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 4. 1	号外(39)	1	下から11	業務名を関する主幹	業務名を冠する主幹
同 7.11	第1456号	883	12	年1.0%	年1.0パーセント
平成16. 3. 5	第1522号	249	下から13	新設	変更
同	同	同	下から12	変更	新設